

2026 年度「SDGs 未来都市」に係る募集要領(案)

1. 概要

我が国においては、地方創生に関する総合戦略(令和7年 12 月 23 日閣議決定)において、SDGs未来都市などの取組を推進することとしており、地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進のため、経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組や、地域における自律的好循環の形成などに先進的に取り組む自治体を「SDGs 未来都市」に選定し、地方創生の一層の促進を図る。

2. 対象

地方自治体

- ※ 共同応募は不可とする。
- ※ 複数の応募をすることはできない。

3. 「SDGs 未来都市」の選定及び支援

- (1) 提案書の提出にあたり、原則 4 月 15 日(水)正午までに、提案書(提案様式 1)の素案を事務局宛にメールにて送付し、事前相談を実施すること。
- (2) 「SDGs 未来都市」に応募する地方自治体は、SDGs の達成に向けた先進的かつ実現可能な取組を、以下の「4. 応募書類」で示す書類に記載し提出すること。
- (3) 内閣府は、提出された「SDGs 未来都市計画」について、学識経験者等により構成する「自治体 SDGs 推進評価・調査検討会」、関係省庁により構成する「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース」の助言を受け、計画に対する評価等を考慮した上で、「SDGs 未来都市」を選定する。
- (4) 選定された「SDGs 未来都市」による「SDGs 未来都市計画」に基づく取組は、地域未来交付金において他の国庫補助金等の関連する他の政策・施策との戦略的な連携を図る事業について、一定の要件を満たす場合には、申請可能事業数の上限を超える申請を可能とする。
- (5) 地域未来交付金を活用する事業については、当該交付金の趣旨等を勘案し提案書を作成すること。
- (6) 自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォースは、「SDGs 未来都市」の円滑な事業実施に向けて、選定された「SDGs 未来都市」へ支援施策活用等への助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。
- (7) 選定された地方自治体は、「SDGs 未来都市計画」に基づき事業を実施し、有識者の支援も得て定期的に事業の進捗管理を行い、その達成度を明確にする。

4. 応募書類

応募に必要な書類は、次のとおりとする。

① SDGs 未来都市計画(様式1)

※なお、「SDGs 未来都市計画」の作成にあたっては、次の事項を踏まえること。

- 経済、社会、環境の三側面のバランスが留意された、目標全体で適正な効果が得られる計画であること。
- 住民、民間企業・金融機関、NGO・NPO、教育・研究機関等の広範で多様なステークホルダーとの連携を通して、自律的好循環が見込める計画であること。

② SDGs 未来都市計画の提案概要(様式2)

※参考資料については提出不可とする。なお、応募内容と関連性のある情報について、記載箇所への注記として、応募書類内へ公表されているホームページ URL の記載等をするものを妨げるものではないが、必要最小限とする。

5. 留意事項

- ・ 応募内容に係る事務局への相談については、公平性等の確保の観点から応募書類が提出された以降は受け付けない。
- ・ 応募に当たり、自治体 SDGs 推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。SDGs 未来都市の募集期間中及び選定期間中に陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、選定・公表以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。
- ・ SDGs 未来都市計画において、計画期間における事業内容及び達成目標(KPI)を明確にすること。また、KPI を設定するにあたり、可能であれば、ロジックモデル及びインパクト評価を用いることを検討されたい。

6. 応募書類の提出方法、募集期間

(提出方法)

応募書類(様式1、様式2)は、次に掲げるとおり電子メールで提出すること。

※提出された応募書類については、選定プロセス終了後、原則公開する。

○電子メールによる提出

様式1、様式2

※メール件名は「【提出】(6桁の都道府県・市区町村コード)(提出日)
(応募者名)「SDGs 未来都市」応募書類」とすること。

(例:【提出】000000_260423_〇〇県〇〇市_SDGs 未来都市応募書類)

※様式1、様式2は、「6桁の都道府県・市区町村コード」(提出日)(応募者名)様式(様式番号)」の名称とし、様式ごとに元データファイル(Word)及びPDFファイルとして提出すること。

(例:000000_260423_〇〇県〇〇市_様式1)

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡は行わない。到着状況については必ず事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

2026年4月16日(木)～2026年4月23日(木)正午

※地域未来交付金のスケジュールに合わせて変更の可能性あり

(募集締切)

2026年4月23日(木)正午必着

- ・締切後の応募は認めない。
- ・電子メール到着を応募と見なす。

(提出先)

内閣府地方創生推進室 SDGs・環境・モデルケース担当

電子メール:g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

7. 応募後の流れ

応募後は以下の流れを予定。

※地域未来交付金のスケジュールに合わせて変更の可能性あり

1	2026年4月15日(水)正午まで	事前相談期間
2	2026年4月16日(木)～ 4月23日(木)正午	応募受付
3	2026年5月1日(金)～ 6月10日(水)	自治体 SDGs 推進評価・調査検討会による評価
4	2026年7月中下旬頃	選定都市公表

8. 問い合わせ先

制度の概要、応募内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進室

電子メール:g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話:03-5510-2199

代表となる地方公共団体	担当者
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県内の地方自治体	中島
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県内の地方自治体	小川
静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県内の地方自治体	佐野
岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県内の地方自治体	齋藤